

中山間地域を訪問する介護サービス事業所を支援します。



中山間地域介護サービス確保支援補助金

中山間地域（吉和地域、佐伯地域）にお住まいの介護保険の被保険者に介護サービス等を提供する事業者に対し、距離に応じて経費の一部を支援する制度です。

補助額

片道15km以上

1回の訪問につき 700円

片道25km以上

1回の訪問につき 1,500円

複数の利用者宅を訪問した際は、最も距離が遠い利用者の区分で支給します。

補助対象となるサービス

【居宅サービス（介護予防サービス含む）】

訪問介護 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【地域密着型サービス（介護予防サービス含む）】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【居宅介護支援及び介護予防支援】

居宅介護支援、介護予防支援（地域包括支援センターを除く）

【介護予防・日常生活支援総合事業】

第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号介護予防支援事業（ケアマネジメント）

申請手続き

毎月の訪問実績に基づき申請してください。

補助金制度の詳細、申請様式などについては、今後廿日市市ホームページ等でお知らせします。

お問合せ

廿日市市健康福祉部
高齢介護課

☎0829-30-9196

✉koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp

住所_廿日市市新宮一丁目13番1号 山崎本社みんなのあいプラザ3階